

障がい者への虐待 STOP!

～「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日より施行されました～

障がい者虐待の例

- ①身体的虐待**
障がい者の体に暴行を加えること。また正当な理由がなく、身動きがとれない状態にすること（平手打ち、殴る、蹴る、縛る、閉じ込める、不要な薬を飲ませるなど）。
- ②性的虐待**
障がい者に無理やり（同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること（性交、裸にする、わいせつな映像を見せるなど）。
- ③心理的虐待**
障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること（怒鳴る、罵る、無視する、子ども扱いするなど）。
- ④放棄・放任（ネグレクト）**
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること（十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど）。
- ⑤経済的虐待**
本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと（勝手に預貯金を使う、必要な金銭を与えないなど）。

■障害者虐待防止法とは
障害者虐待防止法（正式名「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律で、平成24年10月1日より施行されました。

- 障がい者虐待の種類**
- ①養護者による虐待
障がい者の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による虐待
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
 - ③使用者による虐待
障がい者を雇っている事業主などによる虐待
- ※虐待に気付いたら早めの通報をお願いします（通報や届け出をした方の情報は守られます）。また、養護者の方を支援するための相談も受け付けます。

障がい者虐待に関する通報・ご相談は 福祉課 障がい福祉係 ☎876-1234(内線3565)

日中友好交流都市中学生卓球交歓大会

日中国交正常化40周年記念

卓球を通じて21世紀の友好交流を担う青少年の交流の輪を広げ、日中友好交流都市中学生卓球交歓大会を8月16日から21日まで中国北京市で開催されました。日本からは自治体（83チーム）が参加し、この大会には浦添市代表として仲西中学校の井上仁さんと我部彩香さんが、友好都市である泉州市の選手とペアを組みました。泉州市の選手は、初めは言葉や文化の違いに戸惑っていましたが、練習を通じて楽しく交流を深めました。



泉州市の代表チームと一緒に開会式にて



泉州市の選手(右)とのダブルスでは2勝しました。

仲西中学校 我部 彩香

泉州市の選手との練習では、言葉が通じなくて困ったこともありましたが、卓球と一緒にボールを交えるうちに、距離を縮めることができました。私たちのチームは決勝トーナメントまで残ることができませんでしたが、お互いを応援し、励まし合うことで更に交流を深めることができました。また、一緒に北京市内を観光したり、言葉が通じないながらもトランプを楽しんだりした経験は、一生の最高の思い出になると思います。



仲西中学校 井上 仁

大会は団体戦で行われ、泉州市の選手とペアを組みダブルス、シングルス共に頑張りましたが、チームは一步及ばず予選敗退となりました。しかし、悔いを残さない良い試合ができました。また、試合以外にも北京オリンピックスタジアムや万里の長城の見学などがありました。中国語も中国についてもよく知りませんでしたでしたが、交流を通して泉州市のチームメイトと仲良くなることができ、とても良い経験になりました。



問い合わせ：国際交流課 ☎876-1234(内線2611)

高齢者のための在宅福祉サービス

～住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように～



本市では、在宅で生活されている高齢者の方々が、要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送るための支援や、自立した生活を確保するための支援を総合的な福祉サービスとして提供します。詳細については、福祉課までお問い合わせください。

事業名	サービスの内容	利用できる方	利用料等
軽度生活援助事業	ホームヘルパーを派遣し、掃除、買い物等の軽易な日常生活の援助を行う。	65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、親族等からの援助が無く虚弱で疾病等があり日常生活の支援が必要な方	家事援助：1時間 170円 身体介護：1時間 300円 ※生活保護の受給世帯は利用料免除
配食サービス事業	栄養バランスのとれたお弁当の配達（夕食のみ）を行い、自立した日常生活が送れるよう支援する。同時に安否確認を行う。	65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、老衰や疾病等の理由で食事の調理が困難な方および安否確認を必要とする方	健康食：1食 400円 制限食：1食 500円 市県民税非課税世帯 健康食：1食 300円 制限食：1食 375円
緊急通報システム事業	電話による週1回の定期コール（安否確認）を行う。緊急通報装置を設置し、24時間オペレーター対応の通報体制を図る。	65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、虚弱で疾病等があり、緊急を要する方	無料
老人福祉電話設置事業	福祉電話を設置し、コミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保する。	65歳以上の独り暮らしで緊急連絡等の手段を必要とし、市民税非課税世帯の方。	電話機の設置・撤去費用は市が負担し、電話料金は利用者が負担する。
外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な方をリフト付車両により通院等の外出支援を行う。	60歳以上の在宅生活の方で、外出時に一般の交通機関を利用することが困難で、車イス等の介助を要する方	無料（月2回まで利用可）
在宅介護手当支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額5,000円の介護手当を支給する。	在宅生活の65歳以上の要介護者（※1）を介護する方で、最多所得1千万円未満の世帯に属する方（本人および介護者） （※1）要介護3～5またはそれに準ずる高齢者	
介護用品支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額6,250円の介護用品支給証を支給する。	在宅生活の65歳以上の要介護者（※2）を介護する方で、市民税非課税世帯に属する方 （※2）要介護4・5またはそれに準ずる高齢者	
生活管理指導短期宿泊事業	社会適応が困難な高齢者に対して、施設への短期間の宿泊により日常生活の指導支援を行う。	65歳以上で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会的適応が困難な高齢者	1日につき500円（別途、食費および居住費がかかります）
訪問介護等利用者負担額軽減措置事業	介護保険サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ）の利用者負担額（1割）のうち4割を助成する。	介護保険被保険者で、介護保険料所得段階1～3段階の方（市県民税非課税世帯）	

問い合わせ 福祉課 在宅高齢係 ☎876-1234(内線3567)